



長野県報

7月19日(木)
平成24年
(2012年)
第2387号

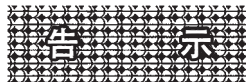
目次

告示

土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正(農地整備課)	1
公共測量の実施(建設政策課)	3
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	4

公告

一般競争入札(2件)(消防課)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(5件)(県民協働・NPO課)	5
社会人経験者を対象とする平成24年度長野県職員採用選考試験の実施(人事課・人事委員会事務局)	7
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	12
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	12
長野県烏川渓谷緑地の指定管理者の募集(都市計画課)	12
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出(都市計画課)	13
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課)	13
一般競争入札(2件)(生活排水課)	14
一般競争入札(道路管理課)	16
長野県須坂青年の家の指定管理者の募集(文化財・生涯学習課)	17
長野県望月少年自然の家の指定管理者の募集(文化財・生涯学習課)	18
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	19
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	20
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)	21
特定調達契約に係る一般競争入札(人材育成課)	21



長野県告示第536号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年 7月19日

長野県知事 阿部 守一

別表の公共事業の項中 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」 を 「地域自主戦略交付金(農山漁村活性化対策整備に関する事業)」 に、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に」を「地域自主戦略交

付金(農山漁村活性化対策整備に関する事業)に」に、

「 (11) 非補助土地改良事業の農道整備事業であつて急傾斜地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域をいう。以下同じ。）についてはおおむね500メートル以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯についてはずい道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね1,000メートル以上のもの

を

「 (11) 非補助土地改良事業の農道整備事業であつて急傾斜地帯（受益地内の平均斜度が15度以上の地域をいう。以下同じ。）についてはおおむね500メートル以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯についてはずい道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね1,000メートル以上のもの
 (12) 地域自主戦略交付金（水利施設整備事業（実施計画策定型（主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するものをいう。）」

中山間総合
整備事業

地域自主戦
略交付金
（中山間総
合整備事業）

に、

を

に、

農村環境計画策定事業	環境に配慮した農業農村整備事業の実施に当たり、市町村が行う農村環境計画策定事業	事業費	10分の5以内	
------------	---	-----	---------	--

を

農業農村整備計画策定事業	農業農村整備事業の実施計画策定事業及び農村環境計画策定事業	事業費	10分の5以内	
震災対策農業水利施設整備事業（耐震性点検・調査計画事業）	大規模地震発生のおそれのある地域において、農業用水利施設の耐震性の点検及び調査をするとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定する事業で、次に掲げる基準を満たす地域 (1) 次のいずれかに該当する地域であること。 ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域 イ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域 ウ 大規模地震が過去に発生したことがある地域及び今後発生するおそれの高い地域 (2) 農業用ため池にあつては受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上、その他の農業水利施設にあつては受益面積30ha以上であること。	同上	同上	

に、

農業体質強化基盤整備促進事業	カ 農用地の保全 ア～オ以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
	(2) 定額助成 ア 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 イ 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 ウ 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	同上	10分の10以内	同上

を

農業体質強化基盤整備促進事業	カ 農用地の保全 ア～オ以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
	(2) 定額助成 ア 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 イ 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの) 水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 ウ 暗渠排水 吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	同上	10分の10以内。ただし、事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積(施工対象の耕地面積)にそれぞれ以下の助成単価を乗じた額を限度とする。 ア 10万円/10a以内 イ 20万円/10a以内 ウ 15万円/10a以内	同上
農業基盤復興整備実施計画策定支援事業(東日本大震災復興交付金農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画))	東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために必要となる農業生産基盤等の整備のための調査、設計及び実施計画の策定	事業費	10分の10以内	

に改め、ふるさと農村支援事業の項中「で総事業費が40万円以上のもの」を削る。

農地整備課

長野県告示第537号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(松本市基本図修正)
- 2 作業期間

- 平成24年7月11日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第538号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

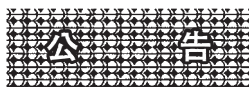
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 浅川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年7月19日
- 3 廃川敷地等の位置
長野市吉田3丁目1100番1地先から長野市吉田3丁目1101番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 203.60平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成24年度長野県防災行政無線設備保守点検業務
 - (2) 役務の特質
仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成25年2月28日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされた者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の規定による登録点検事業者であること。
 - (6) 過去2年間に国又は地方公共団体から種類を同じくする業務を受注し、誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (7) 県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - (8) 第一級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有する技術者を配置できる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課
電話 026(235)7183
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年7月31日(火) 午前10時
イ 場所 長野県庁西庁舎 災害対策本部室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年7月26日(木)午後3時まで以上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否